

令和8年度第1回国際獣疫事務局（WOAH）連絡協議会 議事次第

日時：令和8年6月15日(月)

14時00分～

場所：ウェブ会議（公開）

1. 開会挨拶
2. 家畜伝染病予防法の改正
3. 2026年2月のWOAHコード委員会報告書において提示された
コード改正案等に係る意見交換
 - ① 輸送の間のアニマルウェルフェア（第7.2章）
 - ② と畜以外を目的とした殺処分時のアニマルウェルフェア
（第7.6章）
 - ③ 緊急事態管理（第3.X章）
 - ④ 口蹄疫（第8.8章）
 - ⑤ 高病原性鳥インフルエンザ感染症（第10.4章）
 - ⑥ ランピースキン病（第11.9章）
 - ⑦ コード委員会の今後の活動計画
4. WOAH総会の報告
5. その他

令和8年度第1回国際獣疫事務局（WOAH）連絡協議会

メンバー名簿

<通常メンバー>

- (1) 飯塚 修 (公社) 日本動物福祉協会 理事
- (2) 岩丸 祥史 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
企画戦略本部セグメント IV 理事室 研究管理役
兼 動物衛生研究部門ウイルス感染症研究領域
- (3) 内村 江利子 鹿児島県中央家畜保健衛生所 衛生課長
- (4) 近藤 康二 (公社) 中央畜産会 専務理事
- (5) 砂川 富正 国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所
応用疫学研究センター長
- (6) 高橋 正人 日本ハム株式会社 食肉事業本部 海外食肉事業部
副事業部長
- (7) 田中 美樹 日本生活協同組合連合会組織推進本部
社会・地域活動推進部長
- (8) 寺田 繁 (一社) 中央酪農会議 事務局長
- (9) 伏見 啓二 (公社) 日本獣医師会 専務理事
- (10) 松本 博紀 (公社) 畜産技術協会 専務理事
- (11) 村尾 芳久 (一社) 全国スーパーマーケット協会 事務局長
- (12) 米山 眞梨子 (公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・
相談員協会 常務理事

(五十音順、敬称略)

令和8年度第1回国際獣疫事務局（WOAH）連絡協議会

配付資料一覧

- 資料1：家畜伝染病予防法改正の概要
- 資料2：輸送の間のアニマルウェルフェア
- 資料3：と畜以外を目的とした殺処分時のアニマルウェルフェア
- 資料4：緊急事態管理
- 資料5：口蹄疫
- 資料6：高病原性鳥インフルエンザ感染症
- 資料7：ランピーズキン病
- 資料8：コード委員会の今後の活動計画
- 資料9：第93回WOAH総会の報告

【参考資料】

- 参考1：第7.2章「輸送の間のアニマルウェルフェア」の改正案（英文）
：第7.2章「輸送の間のアニマルウェルフェア」の改正案（仮訳）
- 参考2：第7.6章「と畜以外を目的とした殺処分時のアニマルウェルフェア」の改正案（英文）
：第7.6章「と畜以外を目的とした殺処分時のアニマルウェルフェア」の改正案（仮訳）
- 参考3：第3.X章「緊急事態管理」の新規案（英文）
：第3.X章「緊急事態管理」の新規案（仮訳）
- 参考4：第8.8章「口蹄疫」の改正案（英文）
：第8.8章「口蹄疫」の改正案（仮訳）
- 参考5：「用語集」の改正案（英文）
：「用語集」の改正案（抜粋仮訳）
- 参考6：第10.4章「高病原性鳥インフルエンザウイルス感染症」の改正案（英文）
：第10.4章「高病原性鳥インフルエンザウイルス感染症」の改正案（仮訳）
- 参考7：第11.9章「ランピーズキン病」の改正案（英文）
：第11.9章「ランピーズキン病」の改正案（仮訳）

家畜伝染病予防法改正の概要

- 令和6年11月、福岡県でランピースキン病の変異ウイルスが発生、熊本県まで被害が拡大。
- 令和2年より豚熱の新型PCR検査を実施。**検査技術の確立を踏まえた殺処分**とすることが肝要。
また、県の獣医師の業務量が過大となる中、**効果的なワクチン接種の実施体制の構築**が急務。
- 近年、**違法輸入畜産物の国内の外国食材店での販売**が散見され、早急に対応が必要。

法律案の概要

1. ランピースキン病を家畜伝染病に格上げ

- ・ 届出伝染病から**家畜伝染病へ格上げ**し、**緊急ワクチン接種、殺処分、移動制限**等を義務付け（注：届出伝染病については予防検査のみ可能）
【第2条第1項、第17条第1項、第21条第1項】

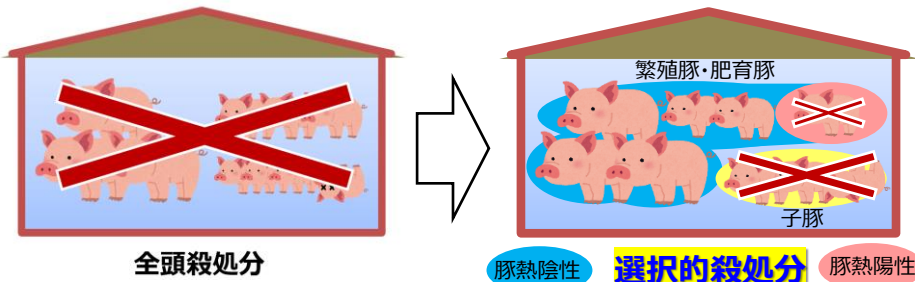


2. 豚熱への効率的・迅速な対応

(1) 豚熱に係る選択的殺処分の実施

新型PCR検査による知見を踏まえ、全頭殺処分から、**子豚や症状があり検査陽性となった豚**を殺処分とする方法に変更

【第16条第1項、第17条】



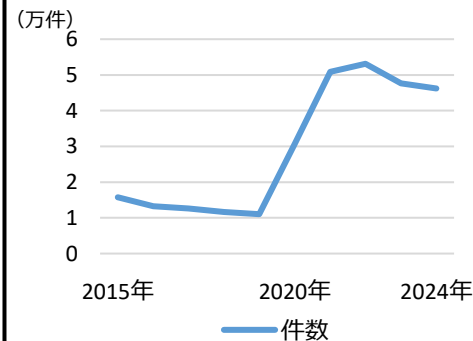
(2) 豚熱ワクチン接種者の確保等

- ① **都道府県からの要請**があった場合、研修を受け**獣医師相当の接種技術を備えた飼養衛生管理者**も豚熱ワクチン接種が可能となる特例を措置【原始附則第5条～第10条】
- ② 豚熱ワクチン接種後の確認検査を、都道府県から**大学や民間検査機関に委託**した場合、**委託費の1/2を国が負担**【第60条第1項】

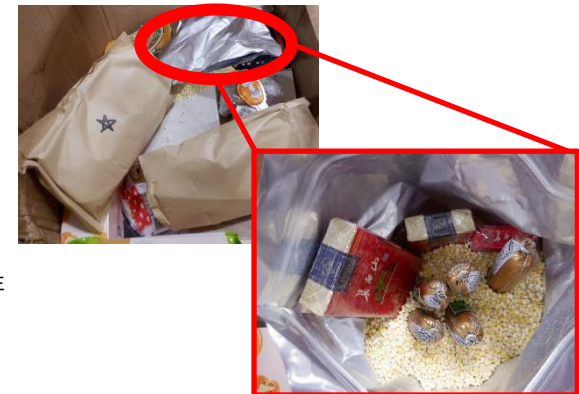
3. 輸入禁止品への対応強化

- ・ AIを活用したX線画像解析等により輸入検疫体制を強化しつつ、以下の手当を措置
- ① **輸入禁止品の販売等を禁止** 【第44条の2】
- ② **家畜防疫官に、外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品の廃棄権限**等を付与 【第51条第2項～第6項】

◆国際郵便による違反畜産物の持ち込み件数の推移



◆発覚から逃れるため、ソーセージと一緒にタバコやコーンを同梱した事例



施行期日

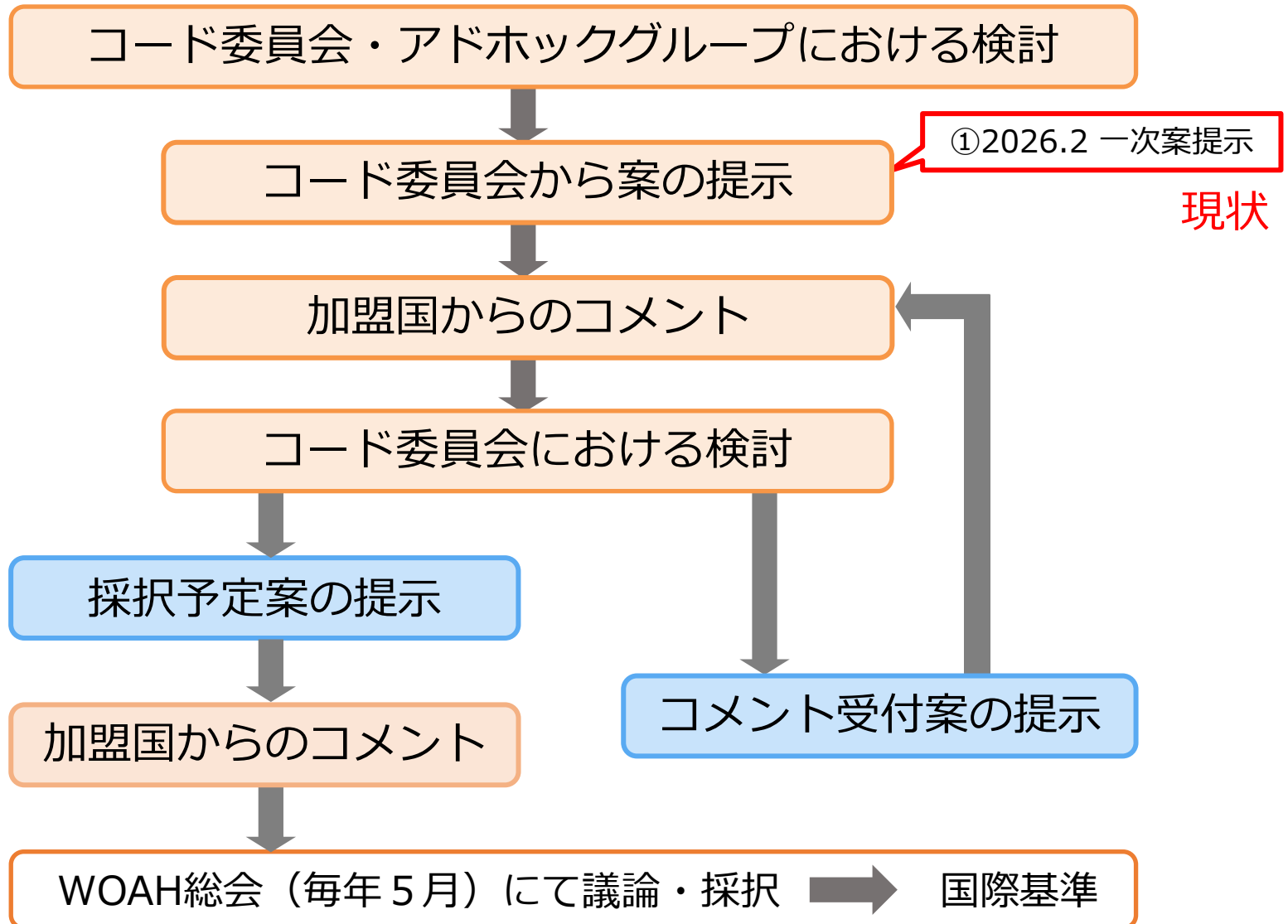
公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日

（ただし、2（1）、（2）②は公布の日。2（2）①は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日）

第7.2章

輸送の間のアニマルウェルフェア

WOAHコードの改正プロセス



改正案のポイント

第7.2章（海上輸送）、第7.3章（陸送）、
第7.4章（空輸）に分かれる動物の輸送に関する
アニマルウェルフェア章を1つに統合。

序論や一般原則ごとに各条を構成し、
アニマルウェルフェアに関する

- ① 懸念事項（リスク要因）
- ② 評価時の測定指標
- ③ 推奨される対応（推奨事項）

を体系的に整理。

各条の中で特筆すべき

- ・ 動物種固有の推奨事項
- ・ 輸送手段固有の推奨事項

を整理し、
「徒歩による移動（移牧）」に関する条を新設。

我が国のスタンス



我が国の現状や国際的な情勢を踏まえつつ、
アニマルウェルフェアへの配慮と
現場における実行可能性等を勘案し、
適切に我が国の意見を反映させる。

1 次案に対する我が国のコメント方針①

第7.2.3条

定義

輸送プロセス：旅程の計画及び準備、旅程そのもの、旅程後を含む**期間**をいう。

コメント

process（一連の手順）をperiod（期間）と定義づけているが、両者は異なる概念であることから「期間」を「プロセス」に修正することを提案。

適用範囲の明確化のため、輸送プロセスに積込み及び積下ろしの行程を含む修正を提案。

修正前）「輸送プロセスとは、旅程の計画及び準備、旅程そのもの、旅程後を含む期間をいう。」

修正後）「輸送プロセスとは、旅程の計画及び準備（積込みを含む）、旅程そのもの、積下ろしまでの旅程後を含むプロセスをいう。」

1 次案に対する我が国のコメント方針②

第7.2.4条

アニマルウェルフェアへの危害要因

さまざまな危害要因は、動物の輸送の異なる段階でアニマルウェルフェアに影響を及ぼす。

これらの危害要因は、アニマルウェルフェアに悪影響（損傷、苦痛、罹患及び死亡等の動物ベースの指標で評価できるもの）を及ぼすことがある。実現可能な動物ベースの指標がない場合、リソースベース及び管理ベースの指標が**代わりに使えることがある**。

コメント

動物の状態は第7.1.2条にあるとおり、行動、生理、健康等の複数の要素を総合的に考慮して評価されるものであるため、リソースベースや管理ベースの指標が動物ベースの指標の代替となり得るとする本記述には賛同しかねる。

このため、「代わりに使えることがある」を「役立つことがある」に修正することを提案。

第7.1.2条（現行の序論）の一部抜粋

動物福祉の科学的評価には、総合的に考慮すべき多様な要素が含まれており、これらの要素を選定し、そのバランスを取る際には、しばしば価値観に基づく前提が関与するため、それらを可能な限り明確にすべきである。

1 次案に対する我が国のコメント方針③

第7.2.5条

輸送の間のアニマルウェルフェアの評価の指標

輸送の間のアニマルウェルフェアは、動物ベース、**リソースベース又は管理ベース**の指標を用いて評価するべきである。実現可能な動物ベースの指標の日常的な使用が推奨され、適切な閾値は動物が輸送される異なる状況に合わせるべきである。

コメント

「リソースベース」や「管理ベース」の指標のみでアニマルウェルフェアを評価するべきではないため、「リソースベース又は管理ベース」の削除を提案。

なお、複合的な評価尺度として、動物ベースの指標に加えてリソースベースや管理ベースの指標を加えることまでは妨げない。

1 次案に対する我が国のコメント方針④

第7.2.7条

旅程に関与する者の責任

6.輸送者

k) 動物の輸送に関する**国際**規制及び基準の遵守;

7.運転者

a) 動物の輸送に関する**国内外の**規制及び基準の遵守;

コメント

本記述は、動物輸送が適切な規制・基準に基づいて実施されるべきであることを意図しており、「国際」や「国内外」といった区別なく、当該旅程に適用される規制・基準に従うべきであることから、準拠すべき枠組みとして包括的に整理した表現となるよう、当該記述の削除を提案。

1 次案に対する我が国のコメント方針⑤

第7.2.11条

旅程期間並びに水、飼料及び休憩の要件

推奨事項

輸送される動物の種、齢及び状況を考慮し、以下を与えられるべきである。

a) 空腹を防ぐための適切な種類と量の飼料

b) 長期の絶食は防ぐべきである

c) 疲労を経験するのを防ぐため、動物の種、齢及び状況に適切な休憩

コメント

長期の絶食（b）は、空腹を防ぐための給餌（a）を行うことによって解決されるため、（a）に包含される内容であり、別項目として記載する必要性に乏しい。また、本項では動物に与えられるべき事項を規定しているにもかかわらず、（b）は管理上避けるべき行為を示している点からも不適當な記載内容であるため、（b）の削除を提案。

1 次案に対する我が国のコメント方針⑥

第7.2.11条

旅程の存続期間並びに水、飼料及び休憩の要件

推奨事項

（略）旅程期間に応じて、動物は適切な施設で積下ろされ、休憩し、給餌及び給水されるべきである。そのような休憩ストップは、（略）次の旅程の段階まで動物に十分な飼料及び水を給与できるようになっているべきである。

旅程中に水が必要になった場合、乗り物には、輸送されている動物の数及び旅程期間に十分な容量の給水タンクを備えているべきである。

コメント

休憩地点での給水対応が規定されていることを踏まえると、必ずしも輸送中の給水を車両搭載のタンクで行う必要性はないため、「旅程中に水が必要になった場合」を水へのアクセスが困難であろう「乾燥地帯を輸送する場合」に修正することを提案。

1 次案に対する我が国のコメント方針⑦

第7.2.11条

旅程の存続期間並びに水、飼料及び休憩の要件

種固有の推奨事項又は輸送固有の推奨事項

g) 豚、鶏、乳牛、羊及び山羊は通常は輸送中に横たわっているので、すべての動物がお互いに重ならないよう横たわることができる十分なスペースを与えられるべきである。

コメント

たとえば陸路を例に考えてみると、各国様々な道路条件や交通ルールの中で家畜を輸送しており、必ずしも動物が横たわっている状態で輸送が完結しない可能性がある。現行の陸上輸送に関する第7.3.5条 6 b) ～ d) に規定されているとおり、動物の状態に応じた記載に戻すことを提案。

第7.3.5条（現行の動物の陸路輸送）の一部抜粋

- b) 輸送車やコンテナ内での飼養面積は、動物が輸送中に横たわる必要があるか（ウシ、ヒツジ、ブタ、ラクダ及びニワトリ）、立位でいる必要があるか（ウマ）により異なる。横臥伏臥する動物であっても、輸送が初経験である場合や、輸送車の激しい横揺れや、急ブレーキの際は、立位状態となる。
- c) 動物が横たわるときは、互いに重なることなく必要な体温調整ができるよう、通常の横臥姿勢をとれるべきである。
- d) 動物が立位でいるときは、気候や動物種に適した姿勢をとるための十分な空間が確保されているべきである。

1 次案に対する我が国のコメント方針⑧

第7.2.12条

輸送の適合性

推奨事項

旅行に適していない動物には以下が含まれるが、これらに限らないことがある。

- a) 陸上輸送の場合は妊娠期間の最後の10%に達する妊娠動物、
水上輸送の場合は妊娠期間の最後の20%に達する妊娠動物

コメント

陸上輸送における「妊娠期間の最終10%」という基準は、現在の陸上輸送に関する第7.3章に規定される内容である一方、水上輸送における「20%」という数値設定については、陸上輸送との差異を含め、その根拠や意図が本文からは明確ではない。

水上輸送に固有のリスクを踏まえた管理上の判断である場合には、その考え方や根拠を補足する必要性を指摘。

1 次案に対する我が国のコメント方針⑨

第7.2.14条

取扱い

動物ベースの指標及びその他の指標

取扱いの間のウェルフェアの評価に使われうる動物ベースの指標には以下が含まれる。

- a) 尻込みする、走っている、滑っている又は転んでいる動物
- b～e) (…)
- f) 呼吸困難の兆候
- g) **打撲のある枝肉及び肉質指標の悪化**
- h) 動物**又は家畜飼養者**の損傷
- i) 死亡率

その他の指標には以下が含まれる。

- a) 不適切な施設
- b～d) (…)
- e) 積載又は荷卸しに過剰な時間がかかること

コメント

「動物ベースの指標」の中に、枝肉や肉質といったと畜後の指標や、動物取扱者の負傷が含まれており、概念上の整理がやや不明確なため、「その他の指標」として位置づける修正を提案。

(第7.2.15条「積込み及び積下ろし」においても同様の修正を提案)

1 次案に対する我が国のコメント方針⑩

第7.2.15条

積込み及び積下ろし

アニマルウェルフェア上の懸念

動物は積込み及び積下ろしの間、いくつかの危害要因に暴露されることがあり、以下が含まれるがこれらに限らない。

- a) 不適切な積込み及び積下ろしの施設、傾斜路又は作業
- b) 積込み及び積下ろしの作業の不適切な計画
- c) 動物の不適切な取扱い
- d) 異常気象への暴露
- e) 不適切な換気及び照明
- f) 積込み及び積下ろしの急ぎ又は遅延
- g) 不適切な水、飼料及び寝床の供給**
- h) 同一の旅程での積込み及び積下ろしの繰り返し

コメント

水、飼料および敷料の管理は、積込み・積下ろしそのものよりも、事前準備や輸送中、または積下ろし後の管理事項として整理されることが多いため、積込み及び積下ろしの間の危害要因としては不適當であり、g) の削除を提案。

1 次案に対する我が国のコメント方針⑪

第7.2.16条

環境の状況

アニマルウェルフェア上の懸念

動物は、異常気象及び不適切な環境管理のためにアニマルウェルフェアの危害要因に暴露されることがあり、以下が含まれる。

a～e) (…)

f) 乗り物の排気ガス、**二酸化炭素**及びアンモニア等の揮発性物質への暴露

g～h) (…)

コメント

動物は、空気中に一定割合存在する二酸化炭素には常に暴露しており、それ自体は危害要因ではない。また、無色無臭の二酸化炭素の変化の兆候を検知することは容易ではなく対応が困難であるため、「二酸化炭素」の削除を提案。

1 次案に対する我が国のコメント方針⑫

第7.2.16条

環境の状況

種固有の推奨事項又は輸送手段固有の推奨事項

- a) 豚は特に高温及び低温ストレスに弱いので、低湿度では冷却のために霧吹き器/スプリンクラーを必要とすることがある。**陸路で輸送されている豚の場合は、暖かいまたは暑い天候のときは、寝床の使用は制限されるべきである。**

コメント

本記述は、輸送手段と環境リスク要因を区別し、敷料の使用が温度条件に依存する理由を示すなど、論理性と理解しやすさの向上を図る必要があるため、削除を提案。

1 次案に対する我が国のコメント方針⑬

第7.2.18条

輸送手段の状況

種固有の推奨事項

鶏及びウサギ：

- － コンテナの床は鳥が滑ったり、糞便が積み重なったりしないようにすべきである。

コメント

本項を実現するための対応策が不明であるため、具体的な方法論まで記載すべきであることを指摘。

1 次案に対する我が国のコメント方針⑭

第7.2.18条

輸送手段の状況

輸送手段固有の推奨事項

陸上輸送

- 乗り物は、揺れと動物のストレスを低減するために、適切なサスペンションを有しているべきである。
- 不良な運転又は操縦は避けるべきである。
- **通過している不良な質の道路は、アニマルウェルフェアの結果を最小限にするよう考慮されるべきである。**

コメント

道路条件の悪さへの対応は、前述のサスペンションや運転を除けば代替ルートの有無に左右されるが、別なルートが存在しない状況においてまで対応を求めることは現実的ではないことから、「別なルートがある場合」という条件付けを追記する修正を提案。

1 次案に対する我が国のコメント方針⑮

第7.2.18条

輸送手段の状況

輸送手段固有の推奨事項

水上輸送

家畜の船

- － 船のデッキは、適切な空気交換の十分な能力**のある、強制換気システム**を備えているべきである。
- － 船は、動物の種、タイプ及び数、最大の旅程期間、加えて少なくとも**3日間**の予備の水供給に必要な十分な水を貯蔵または製造する能力のある水タンク及び水製造装置を備えているべきである。
- － 船は、意図された旅程の最小限の毎日の飼料及び少なくとも**3日間**予備の飼料供給をカバーするのに十分な飼料を出発時から運んでいるべきである。

コメント

デッキの構造（開放型、半開放型、完全閉鎖型）によっては自然換気が主要な換気手段となる場合もあるため、一律に「強制換気システム」の整備を求める当該記載の削除を提案。

3日間の数値設定根拠を示すよう指摘。

1 次案に対する我が国のコメント方針①⑥

第7.2.19条

中間の施設

アニマルウェルフェア上の懸念

動物は、以下を含むいくつかのウェルフェアの危害要因に暴露されることがある。

1) 動物を安楽死させるための器具の**利用可能性**

コメント

本項の趣旨を踏まえると、「利用可能性（availability）」そのものよりも、必要な場合に適切な器具が「利用できない状態（unavailability）」を危害要因として表現する方が理解しやすいため、修正を提案。

参考

- 検討の経緯
- 章の構成

検討の経緯

2023年2月	コード委員会は、第7.2章「動物の海路での輸送」及び第7.3章「動物の陸路での輸送」の改訂に合意。改訂作業のため、アドホックグループの招集を要請。
2024年9月	コード委員会はアドホックグループの報告書を検討し、第7.2章と第7.3章に加え、第7.4章「動物の空路での輸送」も併せて一つの章とすることに合意。徒歩による輸送も加えることを検討するようアドホックグループに要請。第7.6章の改訂作業を開始し、改訂案の草案を作成。報告書とともにコード委員会に提出。
2025年9月	コード委員会は2025年3月のアドホックグループの報告書と草案を検討し草案を合理化して構造と読みやすさを向上させるため、アドホックグループを再招集して作業を続行するよう要請。
2026年2月	コード委員会は一次案を提示。

章の構成 ①

第1条	序論
第2条	目的及び範囲
第3条	定義
第4条	アニマルウェルフェアへの危害要因
第5条	輸送の間のアニマルウェルフェアの評価の指標
第6条	人員の訓練及び能力
第7条	旅程に係る者の責任
第8条	不慮事態対応計画
第9条	旅程の計画
第10条	文書化
第11条	旅程の持続期間と水、飼料及び休憩の要件
第12条	輸送の適合性
第13条	同居グループの選択
第14条	取扱い

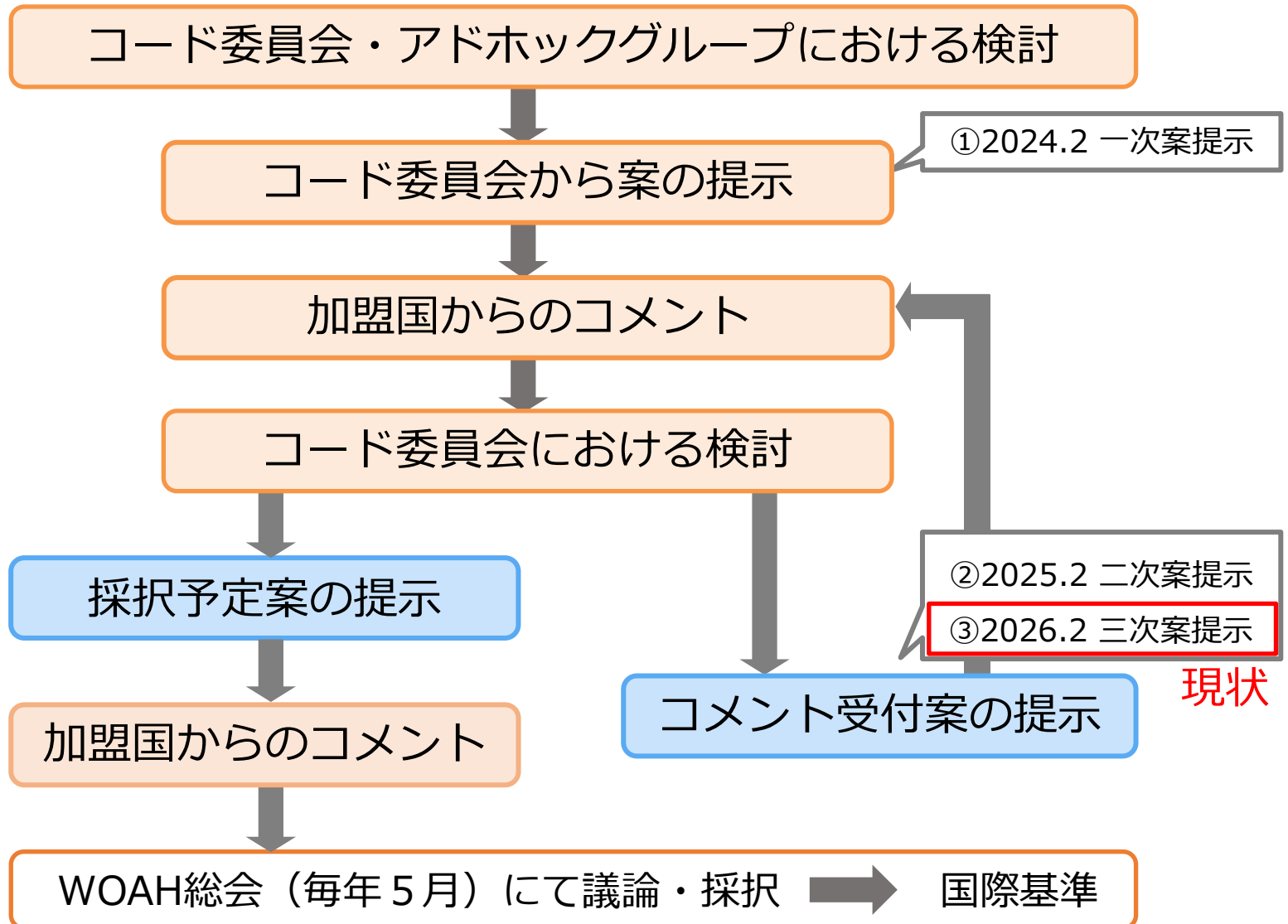
章の構成 ②

第15条	積載及び荷卸し
第16条	環境の状況
第17条	スペースの割り当て
第18条	輸送手段の状況
第19条	中間の施設
第20条	徒歩での輸送（移牧）
第21条	国際輸送での旅程の完了の許可への拒否の場合の行動

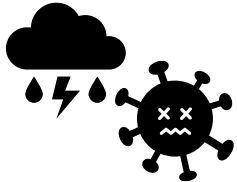
第7.6章

と畜以外を目的とした殺処分時の アニマルウェルフェア

WOAHコードの改正プロセス

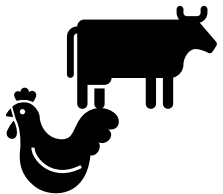


改正案のポイント

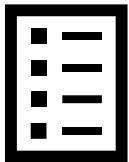


疾病制御を目的とした殺処分のみならず、自然災害や人災等に起因すると畜以外の目的の殺処分に適用範囲を拡大。

→章名を「疾病制御を目的とした殺処分」から「**と畜以外を目的とした殺処分時のアニマルウェルフェア**」に変更



すべての哺乳類と鳥類が対象。
個体から大規模までの殺処分が適用対象。



第1条～第10条は序論や一般原則など
第11条～第20条は個体の殺処分方法
第21条～第28条は機械化された大規模殺処分方法

我が国のスタンス



我が国の現状や国際的な情勢を踏まえつつ、
アニマルウェルフェアへの配慮と
現場における実行可能性等を勘案し、
適切に我が国の意見を反映させる。

我が国の前回提出コメントに対する対応①

我が国からのコメント



コード委員会の回答



1 全体に対して

殺処分の理由により優先事項が異なる中で、と畜以外すべての目的の殺処分を1つの章にまとめることが適切かは疑問であり、もし1つの章にまとめるべきであれば、「緊急事態では、アニマルウェルフェアの考慮事項すべてを確実にすることが困難な場合がありうる。」という一文を入れるべきと提案。

同意しない。
本改正案の適用範囲に緊急事態を含めることが必要。

2 大規模な殺処分または疾病制御の殺処分の計画について

アニマルウェルフェアの考慮事項を常に計画の優先事項とすることが記載されているが、災害による緊急時では常に優先できるものではないため「常に」の削除を提案。

同意。

3 動物の殺処分に関する作業のための専門家チームの責任、訓練および能力について

殺処分に関与する人の能力を所管当局が評価すべきとの条文が追加されているが、国内すべての農場主や殺処分の実施者の能力を評価することは困難であるほか、緊急事態における殺処分の実行チームにはあらゆる人が含まれる可能性があり、能力を評価することは困難であるため、記載の削除を提案。

同意しないが、「必要に応じて」という文言を追記し、制限を緩和した。

我が国の前回提出コメントに対する対応②

我が国からのコメント



コード委員会の回答



4 動物の殺処分に関する作業のための専門家チームの責任、訓練および能力について

死体処理担当者の役割に関する規定が削除されているため、理由の提示を求める。

第7部「アニマルウェルフェア」に関連しないため。

5 動物の殺処分に関する作業計画における考慮事項について

環境への影響等に考慮することを求める記載が削除されているため、理由の提示を求める。

第4.13章「死亡動物の処理」に含まれるため。

6 動物の取扱いについて

AWを評価するための指標として「電気棒の不適切な使用」が挙げられているが、不適切な使用は電気棒に限らないため、「電気棒の不適切な使用等、不適切な取扱い」と修正することを提案。

同意しない。文章が複雑化し、付加価値が得られない。

また、施設の設計に対する推奨事項が示されているが、施設がない場所での殺処分の可能性も踏まえれば、「施設」の意味が明確ではない。

修正の提案ではない。

我が国の前回提出コメントに対する対応②

我が国からのコメント



コード委員会の回答



7 殺処分方法について

条の冒頭に「以下の殺処分方法は世界的に利用可能で使用されている」との一文があるが、例えば銃器は使用が禁止されている国もあるため、「世界的に」を削除し「使用されているかもしれない」と修正することを提案。

該当する一文を削除。

8 銃について

射手をmarksmen or markswomenと記載している場合とmarksmenのみを記載している場合があるため、shooterへの統一を提案する。

同意。
(markspersonsに統一)

また、他の条文では作業員の安全に言及されているが、銃に関する条文には記載がないため、同条でも言及することを提案。

同意。※今回示された案で反映漏れしているため、本コメント照会で再度指摘を予定。

9 貫通性のキャプティブボルト

「動物ベースの指標を継続的に監視するべき」との記載があるが、監視の対象はあくまでも個体そのものであると考えられることから、「動物に基づく指標の観点から動物を継続的に監視するべき」と修正することを提案。

同意しない。

我が国の前回提出コメントに対する対応②

我が国からのコメント



コード委員会の回答



10 頸椎脱臼について

頸椎脱臼は「意識のない動物にのみ行う」との同意。
記載があるが、意識のある小動物に行うことは一般的であり、災害時等には使用せざるを得ない場合もあるため、本記載の削除を提案。

11 電気利用－二段階通電法について

「豚」と「雌豚と雄豚」でそれぞれ電気利用による殺処分方法の推奨最小電流が記載されているが、「豚」と「雌豚と雄豚」の違いが不明確なため、その定義を求める。 同意しない。

また、現行の章には電気利用による殺処分方法の最低電圧が記載されているが、改正案には記載がないため、削除の理由を求める。 同意しない。

12 推奨事項の表現について

WOAHの基準は、加盟国への勧告であることから通常「should（～すべき）」が用いられるが、改正案には「must（～しなければならない）」が使用されている点があるため、「should」への修正を提案。 同意。

3 次案に対する我が国のコメント方針①

第7.6.3条

一般原則

(略)

計画では動物の殺処分の順番を考慮すべきである。可能な場合には、リスクの高いまたは弱い動物を優先的に殺処分すべきであり、弱い動物には以下が含まれる。

- ・ 疾病の兆候のある動物のグループ

(略)

- ・ 若齢または離乳していない動物は、それが依存している年上の動物の前に殺処分すべきである。

(略)

- ・ 子宮内の動物は、羊膜腔が破裂している場合や胎仔の生存可能性が明確である場合は母獣の後に殺処分すべきである。

コメント

想定される動物は必ずしもグループであるとは限らず、例えば第7.6.6条のc)では、単に「疾病兆候のある動物」と書かれていることから「グループ」の削除を提案。

幼齢や胎仔について言及している文は、「弱い動物」の例ではなく、弱い動物に対する具体的な一般原則であることから、一般原則の1項目として記載箇所の変更を提案。

第7.6.6条（現行の序論）の一部抜粋

c) (略) 殺処分の順序では、苦しみまたは疾病の拡大のリスクがより高い動物の優先を確保すること。

3 次案に対する我が国のコメント方針②

第7.6.9条

動物の取扱い

3. 推奨事項 (略)

人力での動物の持ち上げは避けるべきである。もし必要な場合は、動物は痛みまたは苦痛及び物理的なダメージ（例：打ち身、骨折、脱臼）を生じるような方法で握られたり、持ち上げられたりするべきではない。（略）

コメント

動物への負担を考慮すれば、殺処分の準備のために人力で動物を持ち上げる必要があるケースもある。例えば家禽の場合、第7.10.4条において「捕鳥は、熟練した家畜飼養管理者が実施し、ストレス及び恐怖反応並びに損傷を最小限に抑えるべきである。」とされている。このため、人力かどうかにかかわらず不適切な取扱いを避ける内容とするため、「人力での動物の持ち上げは避けるべきである。もし必要な場合は、」の削除を提案。

第7.10.4条（現行の肉用鶏章）の一部抜粋

q) (略) 捕鳥は、熟練した家畜飼養管理者が実施し、ストレス及び恐怖反応並びに損傷を最小限に抑えるべきである。

3 次案に対する我が国のコメント方針③

第7.6.12条

貫通性のキャプティブボルト

2. 動物ベースの指標及びその他の指標

効果的な発砲の動物ベースの指標は以下を含む。

- a) 即時の倒れ
- b) 無呼吸
- c) 強直発作
- d) 眼球の動きの欠如
- e) 角膜反射の欠如
- f) 眼瞼反射の欠如
- g) 立ち直り反射の欠如
- h) 筋緊張の消失

コメント

a～hの例示は動物ベースの指標であるため、表現を適正化する観点から、タイトルの「動物ベースの指標及びその他の指標」から「及びその他の指標」を削除することを提案。

3 次案に対する我が国のコメント方針④

第7.6.12条

貫通性のキャプティブボルト

4. 種固有の推奨事項

キャプティブボルトのパラメーター（ボルトの直径、長さ、カートリッジのパワー等）を選択する際は、頭蓋骨のサイズ及び頭蓋骨の厚さを考慮するべきである。異なる動物に対して最も適切なカートリッジについて、製造者の勧告に従うことが必須である。疑義がある場合は、よりパワーのあるチャージを使うべきである。

コメント

装置の予期せぬ挙動から作業員と動物を守るため、出力を上げる前に、まず製造者との対話で解決を図ることが望ましい。このため、疑義がある場合の対応策として出力を上げること自体は否定しないが、その出力調整を含め、原則としては製造者の勧告に従うことを推奨する観点で、以下のとおり修正を提案。

修正前) 「～、製造者の勧告に従うことが必須である。疑義がある場合は、よりパワーのあるチャージを使うべきである。」

修正後) 「～、製造者の勧告に従うべきである。」

3 次案に対する我が国のコメント方針⑤

第7.6.15条

放血

3. 推奨事項

放血は、すでに意識消失になっていないまたは血管の切断の前に意識消失させることができる動物に対して、最後の手段としてのみ使うべきである。

コメント

文章の適正化の観点で、「意識消失になっていない」を「意識消失になっている」へと修正することを提案。（“not”の削除）

なお、断頭（第7.6.18条）において同様の修正が行われている。

3 次案に対する我が国のコメント方針⑥

第7.6.16条

致死薬物注射

1. アニマルウェルフェアに関する懸念

投与経路が不適切である場合、死亡前に意識は速やかに消失せず、痛みと恐怖、苦痛を起こす可能性がある。

投与が適切でない場合（半致死性的）、意識は速やかに消失せず、動物が死亡せず、痛み、恐怖及び苦痛を起こす可能性がある。

いくつかの薬のタイプと投与経路の組み合わせは、痛みを伴い、意識消失の動物にのみ使用するべきである。

（略）

コメント

薬のタイプと投与経路の組み合わせに関する一文は、懸念事項ではなく推奨事項を表しているため、「1. アニマルウェルフェアに関する懸念」から「3. 推奨事項」へと記載箇所の変更を提案。

参考

- 検討の経緯
- 章の構成

検討の経緯

2018年2月	コード委員会は、第7.5章「動物のと畜」及び第7.6章「疾病管理を目的とした殺処分」の改訂に合意。 両章と関連する定義語の改訂作業のため、アドホックグループの招集を要請。
2023年6月	アドホックグループは第7.6章の改訂作業を開始し、改訂案の草案を作成。 報告書とともにコード委員会に提出。
2023年9月	コード委員会はアドホックグループの報告書と草案を検討し、案についてのフィードバックを実施。 アドホックグループを再招集して改訂案の作業を続行するよう要請。
2024年2月	コード委員会は最初の8条の改正案を加盟国へ提示。
2024年9月	アドホックグループは最初の8条への加盟国等のコメントを検討するとともに、残りの条項を作成してコード委員会に提出。
2025年2月	コード委員会はアドホックグループの報告書を検討し、議論の上、全体の案を加盟国に提示。
2025年9月	コード委員会は加盟国からのコメントを検討。
2026年2月	コード委員会はアドホックグループによる助言を踏まえ、三次案を提示。

章の構成 ①

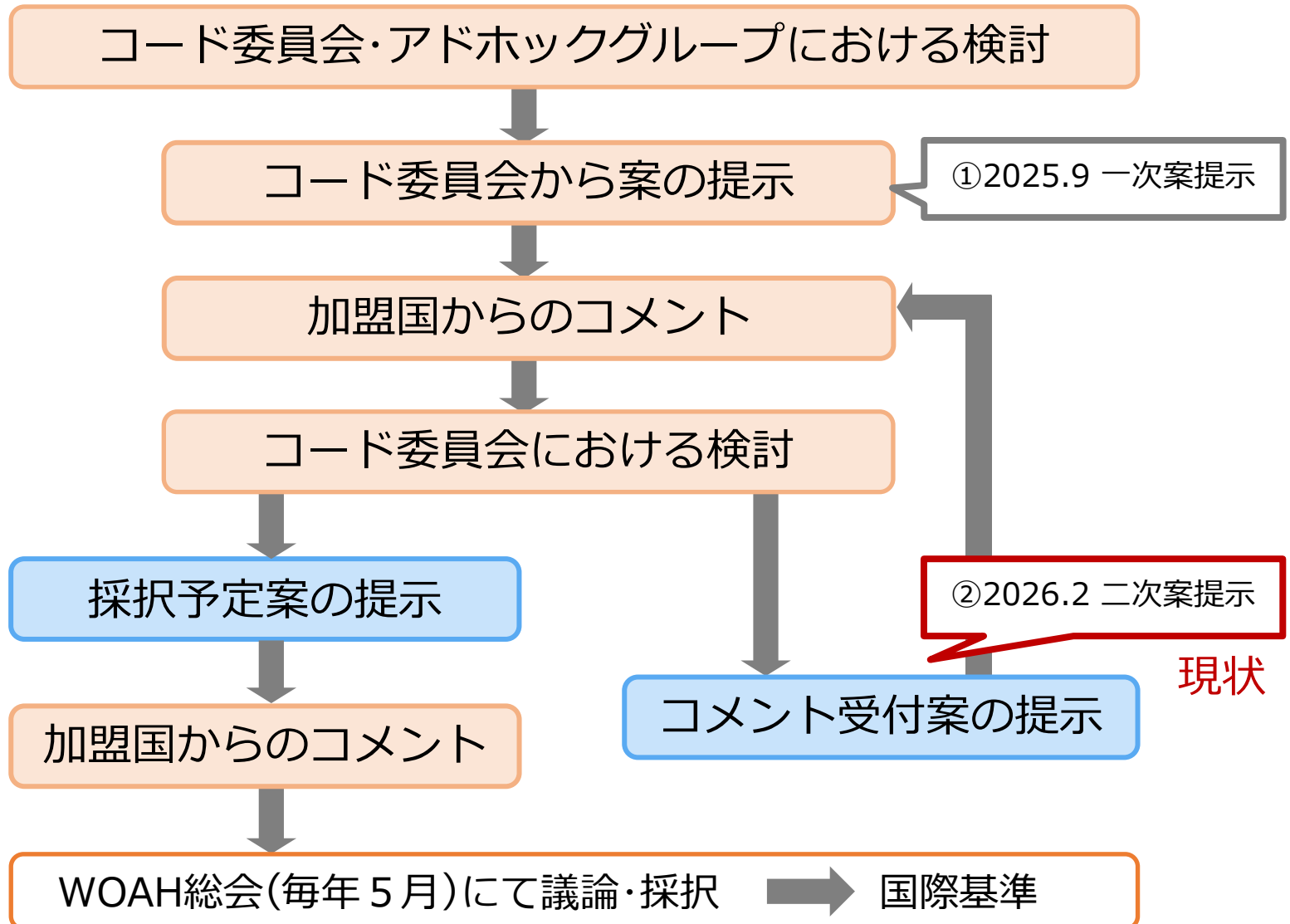
第1条	序論
第2条	適用範囲
第3条	一般原則
第4条	動物の大量殺処分又は疾病制御の殺処分の作業のための組織構造
第5条	殺処分に関する作業のための専門家チームの責任、訓練、能力
第6条	動物の大規模な殺処分に関する作業計画における考慮事項
第7条	アニマルウェルフェアへのハザード
第8条	と畜以外の目的の殺処分時のアニマルウェルフェアの評価方法
第9条	動物の取扱い
第10条	殺処分方法
第11条	銃
第12条	貫通性のキャプティブボルト
第13条	ピッシング
第14条	非貫通性のキャプティブボルトとその後の二次殺処分方法

章の構成 ②

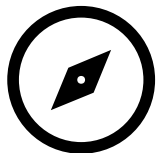
第15条	放血
第16条	致死薬物注射
第17条	頸椎脱臼
第18条	断頭
第19条	電気利用－二段階通電法
第20条	頭から体への電気利用殺処分（感電死）
第21条	水槽殺処分
第22条	解離
第23条	空気調節による殺処分の一般原則
第24条	事前に充填されたガスの容器
第25条	容器へのガスの充填
第26条	飼育小屋またはハウス全体へのガスの充填
第27条	ガスを注入した高膨張泡
第28条	低気圧（LAPS）

第3.X章 緊急事態管理

WOAHコードの改正プロセス



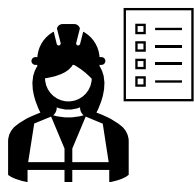
第3.X章の概要および二次案のポイント



動物衛生、アニマルウェルフェア、獣医公衆衛生に影響を与える**緊急事態に対応するための備えや管理**に関する手引きを提供。



獣医サービスおよび動物(野生動物を含む)が関係する**すべての緊急事態**、環境や社会的な原因により生じるものも含め、**あらゆる危害要因に適用**。



獣医当局や様々な関係者が従うべき一般原則や、緊急事態管理の主要な要素(**予防、備え、発見、対応、回復**)において実施すべき事項を記述。

二次案

獣医当局は他のセクターや関係者と協調して対応する必要 ⇒ 「政府全体のアプローチ」をすべて削除



緊急事態に備えて、関係者の協力体制の整備や、持続可能なリソース供給の必要性に言及。



関係者が緊急事態発生時に効果的に対応できるよう、**多岐にわたる訓練や演習を定期的実施**する必要性について言及。

我が国の前回コメント ①

提出コメント



【一次案へのコメント】

(第3.X.4条 一般原則 抜粋)

3. 効果的なコミュニケーション

獣医当局は、緊急事態の最中や後に、明確で、一貫した、タイムリーなコミュニケーション・認識を確実にするため、関係者に正しく伝えるため、誤情報や偽情報に対抗するため、市民の信頼を得つつ透明性を促進するため、内部および外部のコミュニケーションの手順を確立するべきである。

外部のコミュニケーションの手順は、影響を受けるであろう国の獣医当局へのコミュニケーションにも対応しているべきである。

緊急事態により、影響を受けるであろう国(輸入先国など)が適切な措置をとることができるよう、緊急事態の発生を把握した時などに速やかにコミュニケーションをとる必要がある。

対応



我が国のコメントは反映された。

我が国の前回コメント ②

提出コメント



【一次案へのコメント】

(第3.X.6条 備え 抜粋)

3. (必要品の) 準備

備えには、所管当局が緊急事態対応計画の実施のために適切な器具および供給品の利用可能性を確保することが必要となる。準備は以下のとおりであるべき。

異なるシナリオのリソースマッピングおよびリスクの優先順位付けに基づいている。

b) 事前に確立された、緊急事態に適応可能な調達、契約、物流システムを含めている。

c) 官民両者のキャパシティを活用し、事前の取り決めを有している。

d) 動物用医薬品（ワクチン、特に緊急時のワクチン接種のためのものを含む。）の管理、承認、登録に主要な役割を果たしているラボラトリーとのネットワークができている。

もともと第3.X.7条（発見）にあったが、備えておくべきものについての記載であるため、第3.X.6条（備え）に移してはどうか。

対応



我が国のコメントは反映された。

参考

- ・ 検討の経緯
- ・ 章の構成

検討の経緯

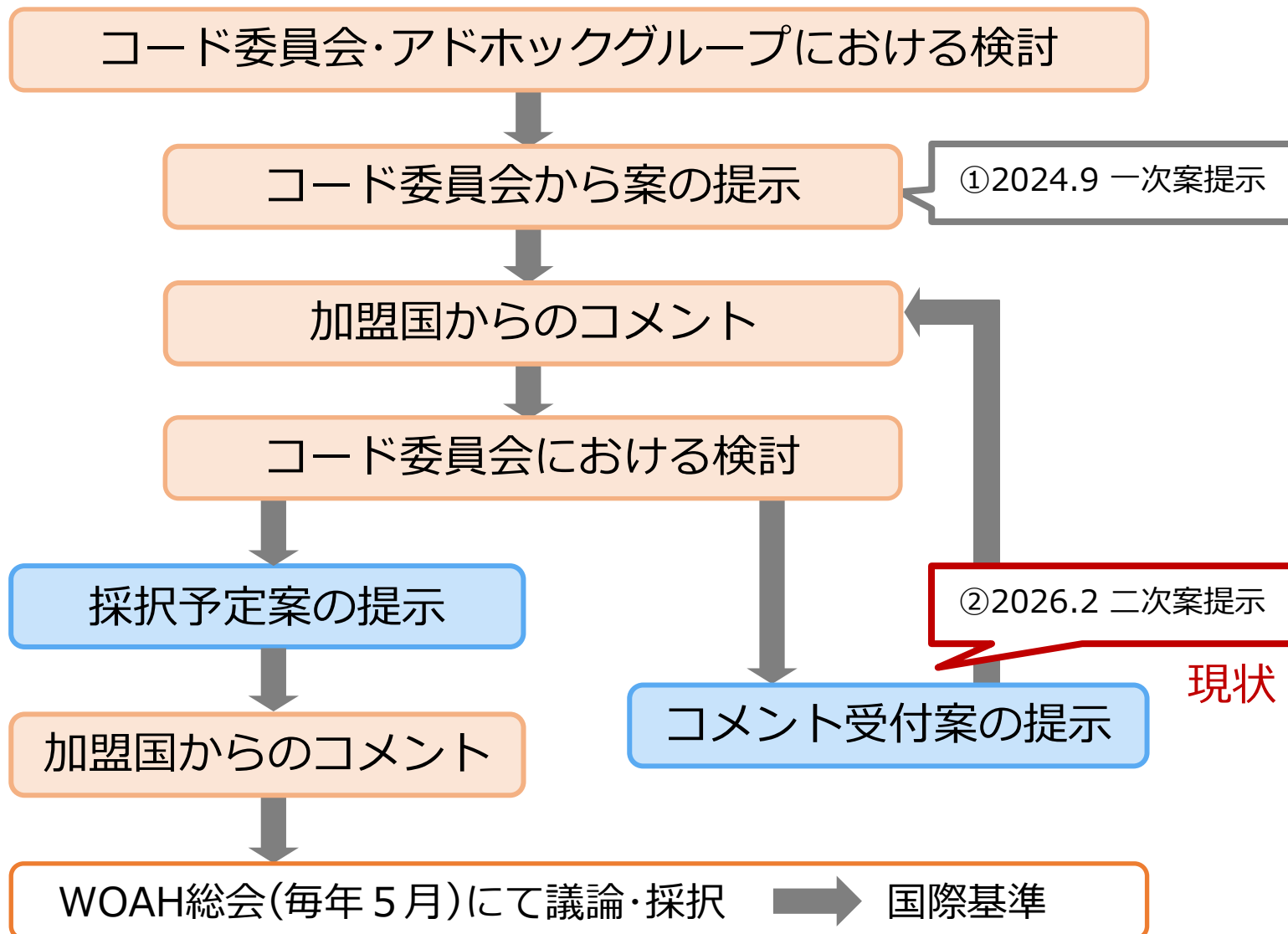
2022年5月	第89回総会において、陸生コードに緊急事態管理の章を加えることを提案。
2023年9月	コード委員会はWOAH本部からの提案に合意し、陸生コードに緊急事態管理に関する章を策定することに決定。
2024年2月	コード委員会は、陸生コードの緊急事態管理についての基準を策定するためのアドホックグループのToR*に合意。 *ToR (Terms of Reference) : 委員会やプロジェクトの目的、範囲、方法等を定義した文書
2024年4月	アドホックグループが会合し、草案の作成を開始。
2024年9月	コード委員会はアドホックグループに対し、以下を考慮することを要求。 ・ バイオセキュリティの章を担当するアドホックグループの関連作業 ・ 殺処分時のアニマルウェルフェアの章を担当するアドホックグループの関連作業 ・ 将来的に行われる可能性のある、消毒や死んだ動物の処理に関する作業
2025年2月	コード委員会はアドホックグループに対し、専門用語の一貫性を考慮すること、理解の向上のために新たに用語を定義すること等を助言。
2025年9月	コード委員会は、アドホックグループによる草案を検討し、他の章との整合性をみて修正を加えた上で、一次案として提示。
2026年2月	コード委員会は、二次案を提示。

章の構成

第1条	序論
第2条	目的および範囲
第3条	定義
第4条	一般原則
第5条	予防
第6条	備え
第7条	発見
第8条	対応
第9条	回復

第8.8章 口蹄疫（FMD）

WOAHコードの改正プロセス



我が国のコメント方針

【第8.8.33bis条】

FMD汚染国からのウシ胎児血清の輸入に関する勧告（新設）

獣医当局は、以下の項を満たす旨証明する国際動物衛生証明書の提示を義務付けるものとする。

- 1) 当該供与母畜がFMDの臨床症状を呈していなかったことがと畜前/後の検査により証明されていること
- 2) 当該製品が以下のいずれかの処理を受けていること
 - a) ウシ胎児血清の各バッチがFMDVに特異的な核酸の検出の検査で陰性の結果が得られており、その後、30キログレイ以上でガンマ線照射がされていること
または
 - b) FMDウイルスを不活化することが証明されている同等の処理
- 3) ウシ胎児血清とFMDVの潜在的感染源との接触を防止するため、必要な予防措置が採取および処理後にとられたこと



b)への「ウシ胎児血清の各バッチがFMDVに特異的な核酸の検出の検査で陰性の結果であること」の追加を提案。

a)との一貫性を確保。

参考

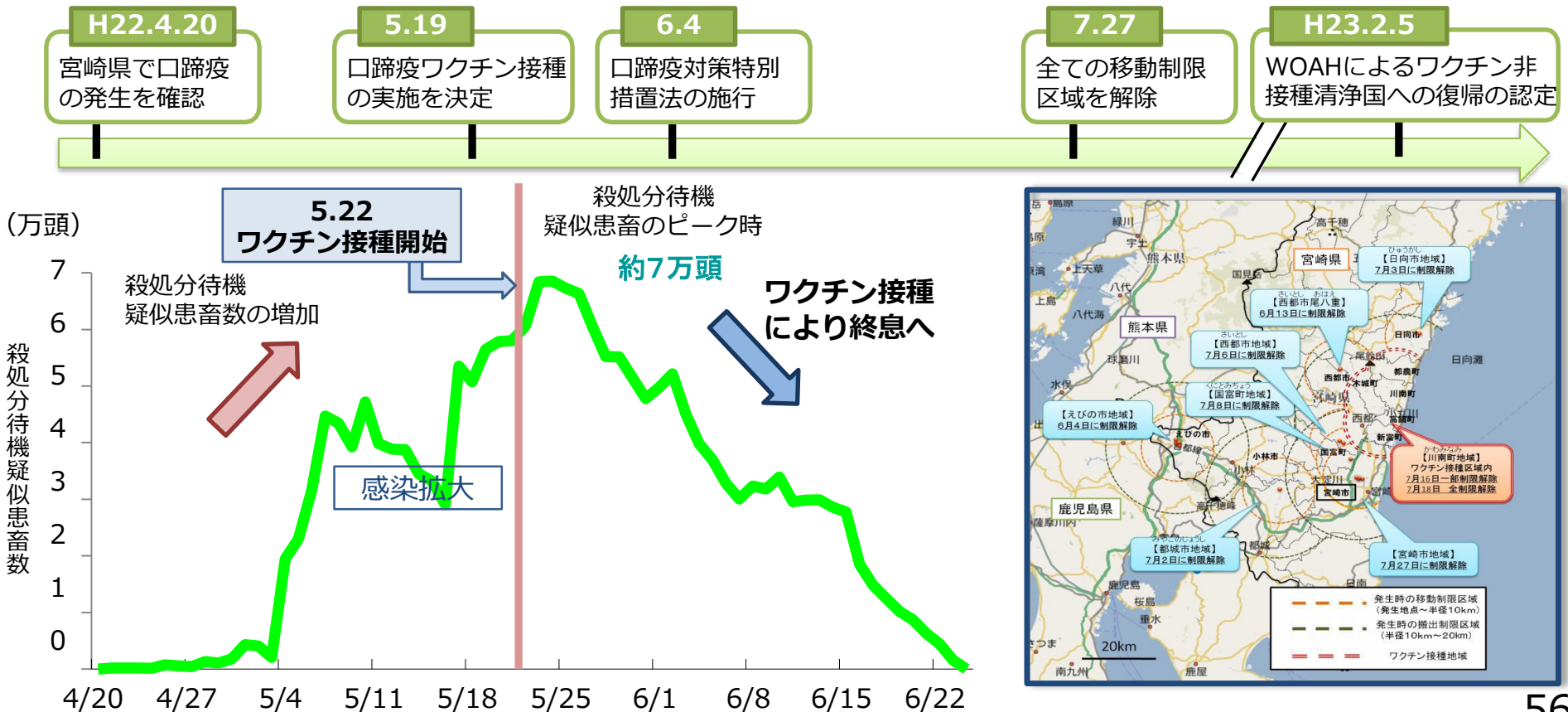
- ・ 口蹄疫について、日本における発生事例
- ・ 検討の経緯
- ・ 章の構成

口蹄疫（FMD）について

感受性動物	偶蹄類の動物（牛、豚、山羊、めん羊、鹿など） 感受性： 牛 > 豚 ウイルス排泄量：豚は牛の100～2,000倍 アフリカ水牛は不顕性感染し、長期間ウイルスを排泄するキャリアとなる
症状	【牛】 高熱（40～41℃）、食欲・体力減退、著しい流涎、口唇粘膜の炎症、 水疱（口腔、舌、鼻、蹄、乳房、乳頭） 水疱形成による疼痛などにより跛行、起立不能、泌乳の減少ないし停止 感染動物が死亡することはまれだが、幼弱動物では突然死することがある。 【豚】 症状が比較的軽く、水疱も小さい 【めん山羊】 症状が不明瞭
原因	口蹄疫ウイルス ・ <u>ウイルスが付着した飼料、器具、機械、衣服、靴、車両などを介して、群から群に感染が拡大する。</u> ・ 天候によっては、風の方に発生が広がることが知られている。 ・ <u>感染群内での直接伝播性は高く、通常 1 週間以内に全群が感染を起こす。</u>
潜伏期間	【牛】 6.2日 【豚】 10.6日 【めん羊】 9.0日 感染ウイルス量が多いと短く、少ないと長くなる傾向がある

日本における発生事例

- 平成22年4月20日、宮崎県において我が国で10年振りに発生（292戸で発生、210,714頭を殺処分）
- 移動制限や感染家畜の処分、消毒等の防疫措置を実施したものの、宮崎県東部において局地的に感染が急速に拡大したことから、我が国で初めての緊急ワクチン接種を実施
（ワクチン接種殺処分：87,094頭）
- この結果、口蹄疫の発生は減少し、平成22年7月4日以来発生は確認されず、7月27日に全ての移動制限を解除



検討の経緯

2022年9月	コード委員会は、「ガンマ線照射されたウシ胎児血清」を安全物品に追加してほしいとの加盟国のコメントに対応し、その提案が標準化プロトコルを指すか業界に確認するよう事務局に要求。
2023年2月	コード委員会は、以下の報告を受け、「ウシ胎児血清」の安全な貿易のための勧告をコードに盛り込む価値を認識。 • 業界が「ウシ胎児血清」の国際貿易において、国ごとに異なる衛生措置が要求されるため困難に直面していること • 特にFMD感染国からの貿易で、制限や異質な要件が課せられること • 「ガンマ線照射」は商品の標準化製造プロセスの一環ではなく、むしろFMDウイルスや他の病原体の潜在的な伝播リスクに対応するために特別に適用される措置であること
2023年9月	コード委員会は、「ウシ胎児血清」の安全な貿易のための勧告に係る条文を起草するため、業界から提供された情報を検討。 FMDの改正案が採択後に、新たな条文案を検討することに合意。
2024年5月	FMD改正案の採択。
2024年9月	「ウシ胎児血清」に係る条文の一次案を提示。
2025年2月	ウシの胎児血清のリスク低減措置が不十分であると考えられるため、専門家の意見も踏まえて条文案を修正するよう、コード委員会が事務局に依頼
2026年2月	コード委員会は、二次案を提示。

章の構成 ①

第1条	総則
第2条	安全物品
第3条	ワクチン非接種FMD清浄国又は地域
第4条	ワクチン接種FMD清浄国又は地域
第5条	FMD清浄国又は地域におけるワクチン接種ステータスの移行
第6条	ワクチン非接種FMD清浄コンパートメント
第7条	ワクチン接種FMD清浄コンパートメント
第8条	FMD汚染国又は地域
第9条	FMD清浄国又は地域内の防護地域の設定
第10条	FMD清浄国又は地域内の封じ込め地域の設定
第11条	清浄ステータスの回復
第12条	と畜を目的とするFMD感受性動物の国内直接輸送
第13～16条	生体の輸入に関する勧告

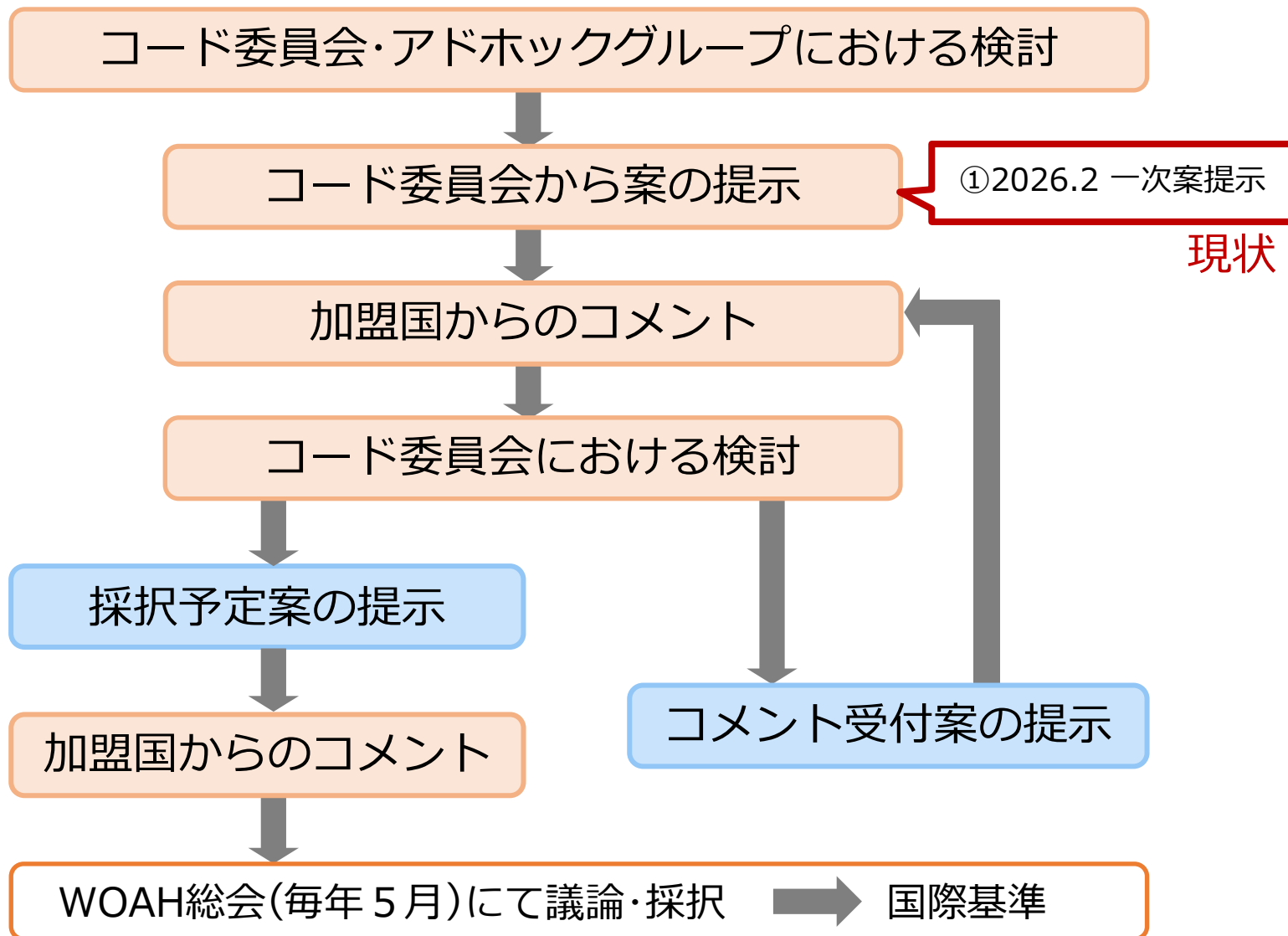
章の構成 ②

第17～19条	新鮮又は冷凍精液の輸入に関する勧告
第20～21条	体外受精卵の輸入に関する勧告
第22～27条	生鮮肉及び肉製品の輸入に関する勧告
第28条	その他の動物製品の輸入に関する勧告
第29条	乳及び乳製品の輸入に関する勧告
第30条	毛、皮の輸入に関する勧告
第31条	わら等の輸入に関する勧告
第32～33条	トロフィー等の輸入に関する勧告
第33bis条	FMD汚染国からのウシ胎児血清の輸入に関する勧告
第34～41条	FMDウイルスの不活化方法
第42条	WOAHが承認するFMD公的管理プログラム
第43条	サーベイランスの一般原則
第44条	サーベイランスの手法
第45条	血清学的検査の使用及び解釈

第10.4章

高病原性鳥インフルエンザウイルス感染症

WOAHコードの改正プロセス



新規章のポイント

商用 家きんの 追加

用語集の「家きん」の定義を簡素化するとともに、本章のみで使われる「商用家きん」を新たに定義。

すべての家きんにおける清浄国・地域に加え、すべての商用家きんにおける清浄国・地域の要件を明確化。

家きんの 高病原性 鳥インフ ルエンザ 以外の インフル エンザ

鳥における通報対象ではないA型インフルエンザウイルスの発生や哺乳類における高病原性A型インフルエンザウイルスの発生は、義務的な通報の対象ではないが重要な衛生情報として加盟国からWOAHに通報することが奨励されている(第1.1.5条)。

このような通報があっても、当該国・地域の鳥インフルエンザのステータスには影響しないこと、当該国・地域の家きん物品に対して加盟国は国際貿易の停止措置を課すべきではない旨を明記。

我が国のコメント方針 ①

家さんの定義（現時点）

商用の動物製品の生産、そのための繁殖、闘鶏及び狩猟用の鳥の補充(そのための繁殖を含むが、放鳥されるまでの間とする。)を目的として、捕獲された状態で育成又は飼養されるすべての鳥を指す。

他の家さんや家さん関連施設と直接的/間接的に接触がない場合であって、以下の鳥は家さんとは見なさない。

- 1つの家庭で飼養され、その製品が同一の家庭内でのみ消費される鳥
- 他の理由(ショー、レース、展示、動物園、競技大会、そして、これらの目的のために繁殖・販売する鳥、並びに、ペットの鳥を含む。)により捕獲された状態で飼養されている鳥

家さんの定義（改正案）

物品の生産、そのための繁殖、闘鶏を目的として、捕獲された状態で育成又は飼養されるすべての鳥を指す。



WOAHへ質問。

裏庭養鶏や自家消費用の家さん、
ペットの鶏は含まれるか？

我が国のコメント方針 ②

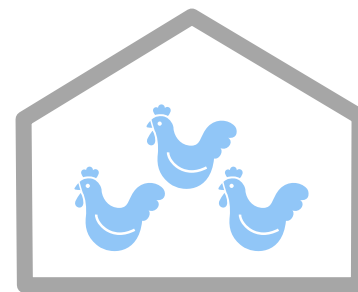
【第10.4.1条 総則】（一部省略・抜粋）

商用家さんの定義（新規案）

本章においては、「商用家さん」とは、正式な国内貿易又は国際貿易のための物品を生産する施設で育成又は飼育されている家さんのサブ個体群を指す。



「生産する、獣医当局によって識別された施設で」と追加を提案。
第10.4.3bis条(後述)との一貫性を確保し、獣医当局の関与を明確化。



我が国のコメント方針 ③

【第10.4.3bis条 商用家きんの高病原性鳥インフルエンザ清浄の国・地域】（新規案）

第10.4.3条①、②、④および⑤を満たし、以下の各号を過去12か月間満たす場合

- ① 第1.4章(サーベイランス)と本章にしたがったサーベイランスに基づき、国・地域の商用家きんで高病原性鳥インフルエンザ感染症の発生なしを証明
- ② 国・地域の商用家きんがバイオセキュリティにより効果的に他の鳥から分離され、効果的に実施・監視
- ③ 獣医当局はすべての商用家きん施設の分布について最新の知識
- ④ 商用家きん以外の家きんで高病原性鳥インフルエンザウイルスが発生した場合
 - ・ 獣医当局が疫学調査→商用家きんとの直接/間接の接触がないまたは商用家きんへの暴露の可能性が無視できると結論
 - ・ 商用家きん以外の家きんでの高病原性鳥インフルエンザのすべての発生に対してスタンピングアウト政策(殺処分)を適用

【第10.4.3条】家きんの清浄国・地域

以下の各号を満たす場合

- ① 高病原性鳥インフルエンザウイルス感染が国全体で通報対象
- ② 高病原性鳥インフルエンザ疑いの報告を励行するために、継続的な啓発プログラムを実施
- ③ 第1.4章(サーベイランス)と本章にしたがったサーベイランスに基づき、高病原性鳥インフルエンザウイルス感染症の当該国・地域に過去12か月発生なしを証明
- ④ 鳥インフルエンザウイルスに関するリスク、対処するためのバイオセキュリティ、管理措置に関する啓発プログラムが存在
- ⑤ 物品を本章に従って輸入

我が国のコメント方針 ④

【第10.4.3bis条 商用家きんの高病原性鳥インフルエンザ清浄の国・地域】（新規案）

第10.4.3条①、②、④および⑤を満たし、以下の各号を過去12か月間満たす場合

- ① 第1.4章(サーベイランス)と本章にしたがったサーベイランスに基づき、国・地域の商用家きんで高病原性鳥インフルエンザ感染症の発生なしを証明
- ② 国・地域の商用家きんがバイオセキュリティにより効果的に他の鳥から分離され、効果的に実施・監視
- ③ 獣医当局はすべての商用家きん施設の分布について最新の知識
- ④ 商用家きん以外の家きんで高病原性鳥インフルエンザウイルスが発生した場合
 - ・ 獣医当局が疫学調査 ⇒ 商用家きんとの直接/間接の接触がない、または商用家きんへの暴露の可能性が無視できると結論
 - ・ 商用家きん以外の家きんでの高病原性鳥インフルエンザのすべての発生に対してスタンピングアウト政策を適用



「獣医当局は登録等によりすべて」と追加を提案。

獣医当局が商用家きん施設を体制的に把握していることを要件化。



「または」を「かつ」に修正を提案。
商用家きんがそれ以外の家きんと効果的に隔離されていることを要件化。

我が国のコメント方針 ⑤

【第10.4.6条 家きんまたは商用家きんの清浄ステータスの回復（一部省略・抜粋）】

清浄であった国・地域において家きんの高病原性鳥インフルエンザウイルス感染があった場合、スタンピングアウト政策（殺処分）による措置が完了してから少なくとも28日間が経過し、本章に基づくサーベイランスもまたその間に実施され、感染がないことが証明された場合は清浄ステータスを再取得できる。スタンピングアウト政策がとられない場合は、第10.4.3条又は第10.4.3bis条が適用される。



「家きん又は商用家きんの」と追加を提案。
条題及び条文内容との整合性を確保。



参考

- ・ 検討の経緯
- ・ 章の構成

検討の経緯

2023年9月	コード委員会は、国際貿易を通じた高病原性鳥インフルエンザウイルスのまん延に重要な役割はない鳥について対処するために用語集を見直してほしいとのコメントを検討し、「家きん」の定義の改正を作業計画に追加。
2025年2月	コード委員会は、家きんの定義案を検討し、高病原性鳥インフルエンザやニューカッスル病のような一部のリスト疾病では通報の対象にすべての鳥が含まれているが、国又は地域の清浄ステータスの定義ではいくつかの鳥が除外可能であることに注目し、どの種類の鳥が家きんであることを記載することを検討 ⇒ どの種類の鳥が家きんではないかは記載しない。 コード委員会は事務局に、いつWOAHに発生を通報すべきか判断するのに使われる動物種に基づいた、家きんの簡潔な定義案を作成することを要請。また、高病原性鳥インフルエンザの清浄性の対象となる家きんのサブ個体群を明確にするために第10.4章(高病原性鳥インフルエンザ)の改正案を作成することを要請。
2026年2月	コード委員会は、一次案を提示。

章の構成 ①

第1条	総則
第2条	安全物品
第3条	高病原性鳥インフルエンザ清浄の国又は地域
第3条bis	商用家きんの高病原性鳥インフルエンザ清浄国又は地域
第4条	高病原性鳥インフルエンザ清浄コンパートメント
第5条	高病原性鳥インフルエンザ清浄国又は地域内の封じ込め地域の設定
第6条	清浄ステータスの回復
第7条	高病原性鳥インフルエンザ清浄国、地域又はコンパートメントからの輸入に関する勧告(初生ひな以外の生きた家きん)
第8条	家きん以外の生きた鳥の輸入に関する勧告
第9条	高病原性鳥インフルエンザ清浄国、地域又はコンパートメントからの輸入に関する勧告(生きた家きんの初生ひな)
第10条	生きた家きん以外の初生ひなの輸入に関する勧告

章の構成 ②

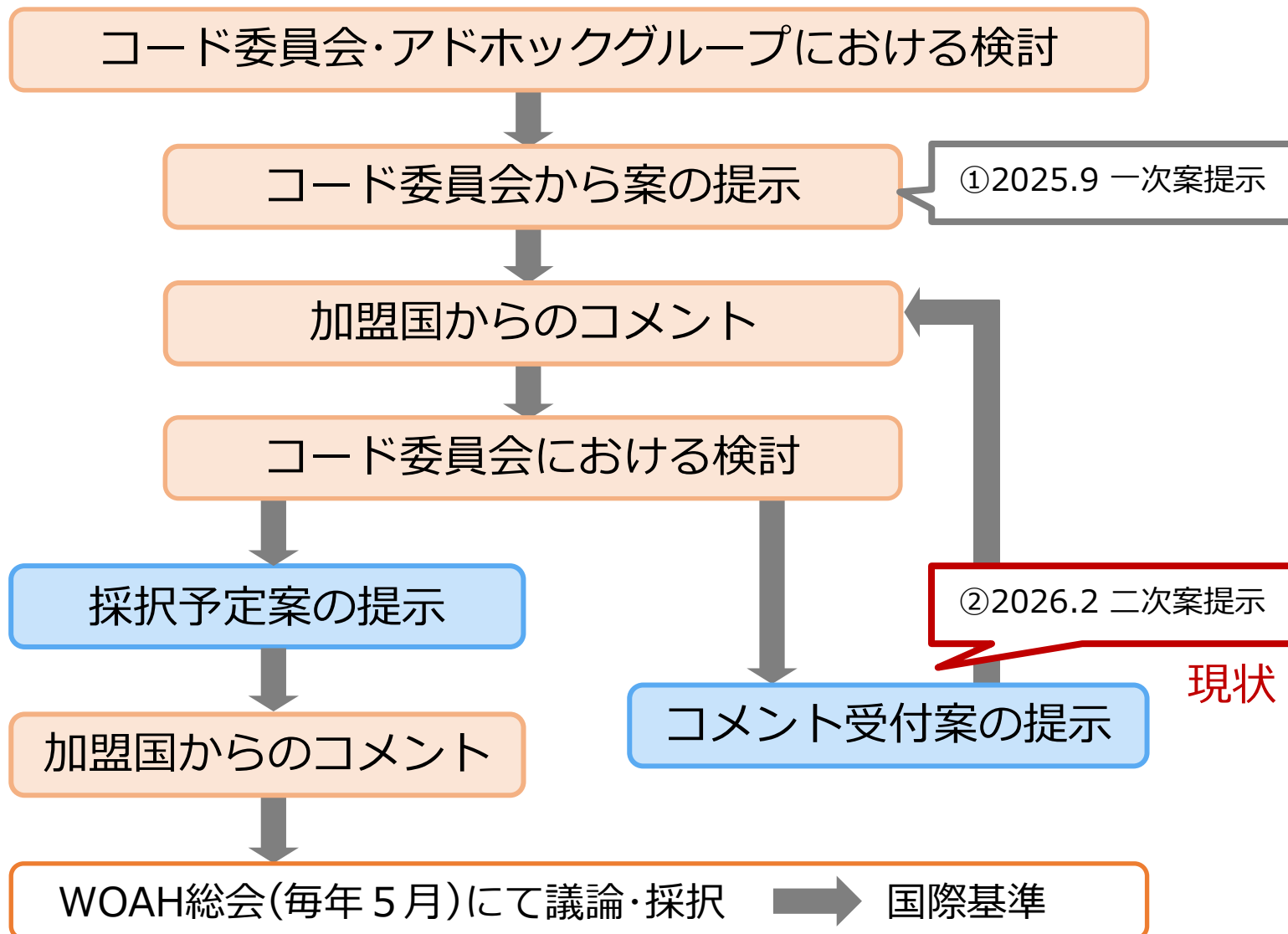
第11条	高病原性鳥インフルエンザ清浄国、地域又はコンパートメントからの輸入に関する勧告(家きんの孵化用卵)
第12条	家きん以外の鳥の孵化用卵の輸入に関する勧告
第13条	高病原性鳥インフルエンザ清浄国、地域又はコンパートメントからの輸入に関する勧告(家きん精液)
第14条	家きん以外の鳥の精液の輸入に関する勧告
第15条	高病原性鳥インフルエンザ清浄国、地域又はコンパートメントからの輸入に関する勧告(食用卵)
第16条	家きんの卵製品の輸入に関する勧告
第17条	高病原性鳥インフルエンザ清浄国、地域又はコンパートメントからの輸入に関する勧告(家きんの生鮮肉)
第18条	家きんの肉製品の輸入に関する勧告
第19条	第10.4.2条に記載されていない家きん製品のうち、飼料、農業用、工業用に使用されるものに関する勧告
第20条	第10.4.2条に記載されていない家きんの羽毛及び綿毛の輸入に関する勧告

章の構成 ③

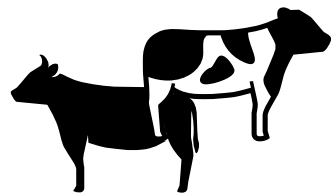
第21条	第10.4.2条に記載されていない家きん以外の鳥の羽毛及び綿毛の輸入に関する勧告
第22条	家きん以外の鳥の採集標本、皮及び狩猟戦利品の輸入に関する勧告
第23条	家きんの卵製品中の高病原性鳥インフルエンザウイルスの不活化方法
第24条	家きんの肉製品中の高病原性鳥インフルエンザウイルスの不活化方法
第25条	採集標本、皮及び狩猟戦利品における高病原性鳥インフルエンザウイルスの不活化方法
第26条	鳥インフルエンザのサーベイランスの原則
第27条	高病原性鳥インフルエンザの早期計画のためのサーベイランス
第28条	高病原性鳥インフルエンザ清浄性の立証のためのサーベイランス
第29条	野鳥個体群のサーベイランス
第30条	家きん個体群における低病原性鳥インフルエンザのモニタリング

第11.9章 ランピースキン病

WOAHコードの改正プロセス



改正案の概要および二次案のポイント



ウシ亜科のヤクとミトウンをランピースキン病ウイルスの宿主に追加。水牛も含め、ウシ(bovine)と記載することとしたため、全体的に「水牛」の記載を削除。



ワクチン接種が効果的な管理手段であるため、今後、以下のことについて専門家に相談することとされている。

- 清浄性ステータスを得るためにワクチン接種を行わない期間
- ワクチン接種が行われている場合、ランピースキン病の発生がなく、清浄であることをサーベイランスによって確認する期間
- 清浄性ステータスの回復のために要する期間
- 免疫がついたことを確認する、ワクチンを接種してからの日数

また、羊痘・山羊痘の章と同様に、サーベイランスの条を見直し、予防と管理のプログラムについての条を追加する予定。

二次案

清浄国・地域の要件として、臨床的・ウイルス学的血清学的サーベイランスによりワクチン接種の中止後18か月間発生がないことの証明等を追加

我が国の前回コメント

提出コメント



【一次案へのコメント】

（第11.9.11条 乳・乳製品の輸入に関する勧告 抜粋）

輸入国の獣医当局は、乳または乳製品が以下のことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるべきである。

- 1) ランピースキン病による制限を受けていない施設で飼育されていた動物に由来するものであること

および？または？

- 2) 以下のいずれかの処理を受けたこと
 - a) 低温殺菌処理
 - b) 1 時間を越える時間 pH を 6 未満で維持
 - c) 同等の性能を有する管理手段の任意の組み合わせ

1)と2)のいずれも証明することを求めるべきという意味であるか質問する。

対応



ランピースキン病は乳を介して伝播したという文書がないこと、ランピースキン病ウイルスに感染していない/感染の疑いがない牛群に由来するということから、更なる処理は必要ないとして 2)の処理の要件が削除された。

我が国のコメント方針 ①

【第11.9.2条 安全物品】（一部省略・抜粋）

以下の物品の輸入・経由を許可する場合、獣医当局は、輸出国の動物集団のステータスにかかわらず、ランピーズキン病に関連するいかなる条件も要求してはならない。

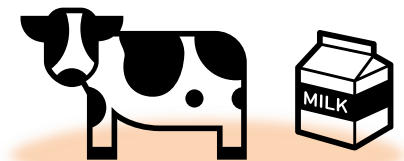
- 超高温加熱殺菌(UHT)乳及びその乳製品
- と畜場/食肉処理場でと殺され、生前/死後検査で良好な結果であった動物の骨格筋
- 密閉容器中でF値 3 以上を満たす加熱肉製品 等



コード委員会の報告書では、「UHT乳と低温殺菌乳(およびその乳製品)はランピーズキン病ウイルスが不活化されていることが証明されているため、安全物品のリストに追加する。」とされているが、一次案ではUHT乳しか記載されていない。

このため、以下の追加を提案する。

- 低温殺菌処理及びその乳製品
- 同等の性能を有する管理手段の任意の組み合わせ



我が国のコメント方針 ②

【第11.9.3条 清浄国・地域】（一部省略・抜粋）

国・地域は、以下に該当する場合、ランピースキン病清浄であるとみなすことができる。

①少なくとも過去2年間、ランピースキン病が国全体で通報対象疾病。

②感染を防ぐための適切なバイオセキュリティや衛生対策を実施。

特に、当該国・地域への関連物品が、陸生コードの関連章に従って輸入・移動。

③および以下のいずれか

a) 当該国・地域が歴史的に清浄。又は、

b) i) 少なくとも2年間、当該国・地域で対象とする個体群での撲滅を目的としたワクチン接種プログラムを適用。

ii) 当該国・地域ではワクチン接種が禁止され、臨床的・ウイルス学的・血清学的サーベイランスプログラムにより、ワクチン接種の中止後18か月間発生がないことを証明。

iii) 当該国・地域ではワクチン接種が禁止され、アクティブ臨床的サーベイランスプログラムによりワクチン接種の中止後30か月間発生がないことを証明。

現案では3つの要件(i)、ii)、iii))が並列となっているが、i)はii)及びiii)の前提であるため、以下のように修正を提案。

- i) かつii)、又は
- i) かつiii)

参考

- 検討の経緯
- 章の構成

検討の経緯

2023年2月	コード委員会は、第14.9章(羊痘・山羊痘)の改正を決定。
2024年2月	コード委員会は、羊痘・山羊痘が新たな地域に拡大していること、報告されていない事例があること、羊痘ウイルスや山羊痘ウイルスがランピースキン病ウイルスとの間で組換えがあり診断が難しいことから、優先的に改正すると合意。
2024年9月	コード委員会は、改正作業を行うアドホックグループのToR*を再検討し、①通常の疾病固有章の内容に加えて予防・管理についての勧告を含めること(ワクチン接種を含む。)、②第11.9章(ランピースキン病)の改正が必要かを検討することを追加。 *ToR (Terms of Reference) : 委員会やプロジェクトの目的、範囲、方法等を定義した文書
2025年2月	コード委員会は、アドホックグループの報告書を検討し、科学的根拠に基づき、リスクに応じた内容となるよう再検討を要請
2025年9月	コード委員会は、一次案を提示。 ランピースキン病の清浄化(ワクチン停止期間を含む。)、清浄化のためのサーベイランスの期間について専門家の意見を聞くよう事務局に依頼。
2026年2月	コード委員会は、二次案を提示。

章の構成

第1条	一般規定
第2条	安全物品
第3条	清浄国または地域
第4条	清浄性ステータスの回復
第5条	清浄国または地域からのウシの輸入に関する勧告
第6条	発生国または地域からのウシの輸入に関する勧告
第7条	清浄国または地域からのウシの精液の輸入に関する勧告
第8条	発生国または地域からのウシの精液の輸入に関する勧告
第9条	清浄国または地域からのウシの胚の輸入に関する勧告
第10条	発生国または地域からのウシの胚の輸入に関する勧告
第11条	乳および乳製品の輸入に関する勧告
第12条	第2条に記載された製品を除くウシの血液、肉、骨由来のミールおよび粉の輸入に関する勧告
第13条	ウシの皮革の輸入に関する勧告
第14条	ウシ由来のその他の動物性製品の輸入に関する勧告
第15条	サーベイランス

コード委員会の今後の活動計画

検討中の主なトピック

水平章	牛、小反芻獣、豚の精液の回収・処理(第4.7章)の改正
	家畜・馬の受精卵の回収・処理(第4.8～4.9章)の改正
	死んだ動物の処理(第4.13章)の改正
	消毒と駆虫の一般的な勧告(第4.14章)の改正
	序章(第5.X章)の新規作成
	証明手続(第5.1～5.2章、第5.10～5.13章)の改正
	国の薬剤耐性サーベイランス・モニタリングプログラムの調和(第6.8章)の改正
疾病固有章	日本脳炎(第8.10章)の改正
	西ナイル熱(第8.10章)の改正
	ニューカッスル病(第10.9章)の改正
	小反芻獣疫(第14.7章)の改正



第93回 WOAH総会の報告

農林水産省HPにWOAH総会の概要を掲載

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/wto-sps/oie.html>



開催概要

1. 日程：令和8年5月18日(月)～22日(金)
2. 場所：フランス・パリ
3. 参加者
130の加盟国・地域及び関係機関等から1,305名以上が参加
4. 主な議題
 - (1) 動物衛生・ウェルフェアへの投資に関する動物衛生フォーラム
 - (2) 世界の動物衛生をめぐる状況
 - (3) ガバナンス・レビュー委員会の活動報告
 - (4) ワーキンググループの活動報告
 - (5) 陸生動物衛生基準委員会(コード委員会)の活動報告
 - (6) 科学委員会の活動報告
 - (7) 水生動物衛生基準委員会(水生委員会)の活動報告
 - (8) 生物基準委員会(ラボラトリー委員会)の活動報告



事務局長
Dr Emmanuelle
Soubeyran (フランス)



総会議長
Dr Susana Pombo
(ポルトガル)



以下、写真はすべて
WOAHのウェブサイトから

(1) 動物衛生・ウェルフェアへの投資に関する動物衛生フォーラム

問題

動物衛生・ウェルフェアは食料安全保障、人の幸福、貿易、経済的繁栄を支える基盤であるにもかかわらず、動物衛生・ウェルフェアへの投資が慢性的に不足している。

動物衛生・ウェルフェアの未来のため、適切かつ公正で、持続的なリターンが得られる投資構造の在り方について加盟国の大臣や国際機関によるハイレベル・パネルディスカッションと、加盟国の代表や専門家等による技術パネルの議論が行われた。



議論を踏まえて採択された決議（推奨事項から抜粋）

- WOAHと加盟国は、動物衛生を戦略的投資の優先事項として位置づけるため、国家、地域および国際レベルにおいて必要かつ持続可能な資金調達を促進する。
- WOAHと加盟国は、越境性動物疾病、アニマルウェルフェア、人獣共通感染症および薬剤耐性が国際協力を必要とするグローバル公共財課題であることを認識する。

(2) 世界の動物衛生をめぐる状況

WOAHより、各国からの通報情報をもとに、高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)、口蹄疫(FMD)、アフリカ豚熱(ASF)について、発生状況と疫学分析の報告がなされた。

FMD

2025年5月から1年間、発生の半数以上の血清型がSAT2で、発生はいずれもアフリカ地域の4か国に限定。

SAT1が本来の地理的範囲である南アフリカ地域を越えて発生し、アゼルバイジャン、中国、キプロス、エジプト、イスラエル、クウェート、パレスチナでは初発。発生拡大の要因は不明。

HPAI

家きんで50か国・地域から、野鳥や裏庭養鶏で53か国・地域から発生の通報があった。牛における発生は2025年4月から「新興感染症」として通報対象になり、米国から2025年に143例の通報があった。牛以外の哺乳類では14か国・地域から40種の異なる種について発生の任意通報があった。

ASF

地域的な拡大と飛び地的な発生が継続。台湾での初発生やスペイン、モンゴルでの発生は、いずれも最も近隣の発生地から400km以上離れていた。畜産物を介した拡大の可能性も考えられる。



(3) ガバナンス・レビュー委員会の活動報告

2024年のWOAH総会の決議を踏まえ、ガバナンス・レビュー委員会が設置され、WOAHの組織的、技術的、財政的な管理体制の在り方を新たな視点から見直し、現在および将来のニーズに対応する改革案を提案することとされている。

本委員会の活動の重要性に鑑み、期間を1年間延長して、2027年のWOAH総会で改革案を採択する予定となった。

今回採択された勧告(抜粋)

加盟国の分担金の金額、支払い状況
(延滞を含む。)が不明



加盟国の分担金の金額、支払い状況
(延滞を含む。)を透明化する。

- ウェブサイトで公表
- 年次報告の強化
- 地域委員会の常設議題

デリゲートのみが総会において加盟国を
代表して発言・投票することができる。



加盟国のデリゲートのより柔軟な対応を
可能とするため、デリゲートの承認を得た
代理人またはアドバイザーが総会に
参加・発言、必要に応じて投票すること
を可能にする。

(4) ワーキンググループの活動報告

野生動物

- WOAH野生動物衛生戦略(2026-2030)が策定されたことが紹介された。
- 高病原性鳥インフルエンザウイルスH5亜型の野鳥や哺乳類への感染拡大が続いており、最近の報告では野鳥で高い致死率が見られていることに懸念が表された。また、南アフリカの水生動物(アザラシ)で狂犬病が確認されたことが紹介された。



野生動物ワーキング
グループ座長
Dr William B.
Karesh (米国)

薬剤耐性(AMR)

- 動物における抗菌薬使用量のデータベース(ANIMUSE)についてデータ提出に参加する加盟国が減少している一方で、定量的データを提出する国が増加しており、ANIMUSEデータの質は向上していることが紹介された。
- AMR対策のグローバル・アクションプランの更新案を採択する決議案が提示され、全会一致で採択された。なお、4国際機関の他の機関WHO(世界保健機関)、FAO(国際連合食糧農業機関)およびUNEP(国際連合環境計画)においても、正式採択のための手続きがとられているところ。



薬剤耐性ワーキング
グループ座長
Dr Arshnee
Moodley (ケニア)

(5) コード委員会の活動報告

陸生コード

3つの新規章の案および**9**つの章の改正案が採択に付され、すべての基準案が採択された。

(一部の案は、総会中の議論を受けてテキストを微修正。)



コード委員会議長
Dr Etienne Bonbon
(フランス)

新規章(抜粋)

第4.X章 バイオセキュリティ

疾病の予防・制御を支援するために、バイオセキュリティ※の一般原則やさまざまな関係者の役割と責任等を含む、獣医当局および関係者へのガイダンスを示すことを目的とした章。

※ 個体群から/個体群内で動物疾病感染症または寄生の侵入・定着・拡散のリスクを低減するために設計された一連の管理的・物理的な措置

改正章(抜粋)

第5.4章 物品の輸出に適用される措置・手続

第5.5章 物品の経由に適用される措置・手続

第5.6章 物品の輸入に適用される措置・手続

第5.7章 国境検査所・検疫センター

輸出～経由～輸入に関する公的管理の質・能力を担保するためのガイダンスを示すことを目的とした章。

獣医当局や関係者の役割と責任、物品の種類別の具体的な推奨事項等が追加された。

(6) 科学委員会の活動報告

公式ステータス

WOAHが特定の6 疾病(口蹄疫、BSE、牛肺疫、アフリカ馬疫、豚熱及び小反芻獣疫)について、各国又はその一部地域の状況を評価するもの。

加盟国の申請に応じ、提出された資料を専門家(アドホックグループ、科学委員会)が評価し、加盟国にコメントを求めたうえで、総会で決議として採択され、認定証が交付される。



科学委員会議長
Dr Christobal
Zepeda (米国)

以下の**6** 加盟国の国または地域のステータスが新たに認定された。

口蹄疫ワクチン非接種 清浄地域	• ブラジルの3 地域の境界変更 • コロンビアの1地域 (アマゾナス県、バウペス県、グアビアレ県ミラフローレス市を含む地域)
口蹄疫ワクチン接種 清浄地域	• カザフスタンの1 地域 (アクモラ、アクトベ、アティラウ、カラガンダ、コスタナイ、マンギスタウ、北カザフスタン、パブロダウ、ウリタウ及び西カザフスタンを含む地域) • トルコの1 地域 (ギョクチェアダ島を含む地域)
豚熱清浄国	• ボリビア (サンタ・クルスを含む地域) • コロンビア (サン・アンドレス諸島、プロビデンシア諸島、サンタ・カタリナ諸島を含む地域)

(7) 水生委員会の活動報告

水生コード・マニュアル

18の水生コードの章の改正案および**4**つの章の水生マニュアルの改正案が採択に付され、すべての基準案が採択された。

(一部の案は、総会中の議論を受けてテキストを微修正。)



水生委員会議長
Dr Alicia Gallardo
Lagno (チリ)

水生コード(抜粋)

第4.7章 養殖における休止期間

休止期間とは養殖水生動物の疾病管理措置の一つ。

休止期間を実施する際の検討事項が追加され、任意の休止期間(病原体の拡散防止)と強制休止期間(病原体の根絶)の目的の区別を明確にし、それぞれ「リスク評価に基づく運用」であることを追加。

水生マニュアル(抜粋)

第2.4.5章 パーキンサス・マリナス感染症

発生地域にアジアを追加。
推奨検査方法の根拠論文を追加。

第2.4.6章 パーキンサス・オルセニ感染症

サーベイランス手法を追加。
診断方法を追加。

第2.4.7章 キセノハリオチス感染症

サーベイランス手法および診断法の
検証レベルを修正。

(8) ラボラトリー委員会の活動報告

陸生マニュアル(陸生動物の診断及およびワクチンに関するマニュアル)

17の章の改正案が採択に付され、すべての基準案が採択された。



ラボラトリー委員会
議長 Dr Emmanuel
Couacy-Hymann
(コートジボワール)

第1.1.2章 診断用標本の収集、提出、 保管

標本の収集の際の考慮事項に、標本の所有権、輸送の際のバイオセキュリティ、野生動物の標本採取の場合の許可等を追加。

収集した現地から検査室に標本を送付する際の標本の完全性と安全性を保護するための注意事項を追加。

標本の保管方法と適した標本の種類、診断方法のリストを追加。

第1.1.3章 生物由来物質の輸送 コールドチェーンの要件を追加。

第3.1.8章 口蹄疫

検査法と正確さ、利点・欠点をまとめたリストを追加。

第3.1.17章 ヨーネ病

疫学と感受性動物を追加。
核酸検出法、血清学的検査を修正。

(8) ラボラトリー委員会の活動報告

以下のリファレンスラボラトリー及びコラボレーティングセンターが新たに承認された。

リファレンスラボラトリー

	疾病名	施設名	所在地
1	旋毛虫症	French Agency for Food, Environmental and Occupational Health & Safety	フランス
2	アフリカ豚熱	農研機構動物衛生研究部門	日本
3	ランピースキン病	Veterinary Specialist Institute “Kraljevo”	セルビア
4	アフアノマイセス症	Norwegian Veterinary Institute	ノルウェー

コラボレーティングセンター

	項目名	施設名	所在地
1	陸生動物の薬剤耐性	Animal and Plant Quarantine Agency (under the Ministry of Agriculture, Food and Rural Affairs)	韓国
2	アニマルウェルフェア	National School of Veterinary Medicine of Sidi Thabet	チュニジア
3	アフリカ地域の細菌性動物疾病の診断・管理及び薬剤耐性	Animal Health Research Institute	エジプト
4	アニマルウェルフェア及び持続可能な畜産システム	Colombian corporation of agricultural research ※チリ、メキシコ及びウルグアイとのコンソーシアム	コロンビア